

# 「群馬県版 学校再開に向けたガイドライン」の概要

令和2年4月2日  
群馬県教育委員会

## 1 基本的な考え方

県立学校の学校再開に当たっては、令和2年3月24日及び4月1日付け文部事務次官通知や群馬県感染症危機管理チーム会議の意見を踏まえ、基本的な感染症対策（感染源を絶つ、感染経路を絶つ、抵抗力を高める）を実施するとともに、集団感染のリスクへの対応（密閉、密集、密接の3つの条件の回避）を行った上で、段階的に学校の教育活動を再開することとし、再開から当分の間については、以下の対応を行う。

## 2 主な取組

### (1) 登校前・登校時

- 毎朝、検温を行い、37.0℃以上の生徒は自宅で休養する。平熱が低い場合や高い場合は、事前に学校に相談する。
- 体温が37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪症状がある生徒は、自宅で休養する。
- 通学推奨時間を設定し、生徒が一斉に学校に集まることを避ける。
- 登校時はマスクを持参・着用し、周囲との間隔を1メートル以上は空けて登校する。
- 非接触型体温計で、校舎に入る前に生徒の体温を測り、37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や体調不良がみられる場合は、健康観察をしっかりと行った上で帰宅させる。

### (2) 学校生活

- 休み時間ごとの手洗い、こまめな水分補給、室内でのマスクの着用、換気の徹底、共用部分のアルコール消毒などの感染症対策を行う。

### (3) 給食、食事

- 食事をする際には、座席の間隔を1メートルを目安として、できるだけ空け、会話を控える等の対応を行う。また、教室以外の場所も開放し、食事場所を分散させる工夫を行う。

### (4) 部活動

- 生徒の健康・安全の確保のため、教師や部活動指導員等が適切に指導し、実施状況を把握する。
- 学校生活と同様に、手洗い、水分補給、マスク着用、換気、アルコール消毒など、基本的な感染症対策を徹底する。
- 部活動ごとに、活動日・活動時間を設定し、2つ以上の部が同時に同一箇所で活動しないようにする。
- その他、各学校に適した独自の創意工夫を行うことにより、3つの条件（密閉、密集、密接）が重ならないよう、実施内容を検討する。

### (5) 休校等の基準

- 生徒や教職員に1名の感染者が出た場合には、学級閉鎖とし、2名以上の感染者が出た場合には、学校全体を臨時休業とするなどの対応を行う。
- 生徒や教職員が濃厚接触者となった場合は、登校を認めない。その上で、生徒または教職員の所属する学級及び部活動について、学級閉鎖及び活動停止とするなどの対応を行う。
- 以上を基本としながら、症状の重さや、学校内における活動の広さ、接触者の多さ、地域における感染の拡がりなどを考えて、衛生主管部局と相談して、対応を判断する。その結果、学校全体の臨時休業にとどまらず、近隣校または地域全体の臨時休業なども実施する。

### 報告の経路

- ・ 県立学校 → 県教育委員会報告窓口
- ・ 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 管轄の教育事務所 → 県教育委員会報告窓口

※ PCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者となった場合は、速やかに学校に連絡するよう周知する。